

北海道公安委員会告示第115号

道 路 交 通 法 第 7 5 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に よ る 車 両 の 使 用 制 限 に つ い て 、
同 条 第 3 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 7 5 条 第 4 項 の 規 定 に 基 づ く 公 開 に よ る 聴
聞 を 次 に よ り 行 う 。

令和8年7月23日

北海道公安委員会委員長 倉 本 博 史

- 1 聴聞の期日 令和8年8月7日（金）午後1時30分開始
- 2 聴聞の場所 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部1階交通聴聞・意見の聴取室